

決議

2016年5月、厚生労働省は、「受動喫煙が原因で年間1万5000人が死亡している」と発表した。私達は、毎年多くの国民が受動喫煙によって亡くなられている現状を憂い、8年前に本議連を立ち上げ、たばこ対策を推進する活動を続けてきた。こうした中、1月30日に厚生労働省は「『望まない受動喫煙』対策の基本的考え方」を示したが、国民の健康増進を推進するために健康被害を徹底的に回避するという観点から極めて不十分な内容となっている。そもそも、2010年のWHOとIOCの合意以降、オリンピック・パラリンピックの開催国で「バー、スナック」以外の「飲食店」に例外を設けた例はない。

今後の法案とりまとめに当たっては、子ども、患者、妊婦等はもとより、受動喫煙から全ての国民の健康を徹底的に守るという基本的考え方方に立ち、2年後に迫る東京オリンピック・パラリンピックの開催国としてふさわしい内容とすべきであることを強く訴え、政府が進めん対策について以下のとおり決議する。

- 一、受動喫煙による健康被害は科学的に証明済み。法案において、原則屋内禁煙である旨を明記すべき。
- 二、法案において、「命と健康を守る権利」を「タバコを吸う自由」よりも優先すべき。
- 三、法案において、患者や妊婦だけではなく、たばこを吸わない全ての国民を受動喫煙から守るために、徹底した受動喫煙対策を講ずるべき。
- 四、法案において、現在働いている方が「イヤイヤ受動喫煙」被害に遭ったり、「転職を余儀なくされる」事態や、「付き合い」で入店せざるを得ない「イヤイヤ受動喫煙」被害者が生じないように徹底した措置を講ずるべき。
- 五、法案において、「バー、スナック以外の飲食店」については店舗面積にかかわらず原則屋内禁煙とすべき。
- 六、法案において、幼稚園、保育園、小中高などの子どもが主たる利用者となる施設や保健医療機関等、さらに立法、司法、行政機関などの官公庁等については、「敷地内禁煙」とすべき。
- 七、法案において、加熱式たばこの喫煙を奨励することにならないよう、「加熱式たばこ専用の喫煙室」の客席面積に占める割合の抑制的上限を明定すべき。
- 八、屋外喫煙所の設置などに係る費用については、たばこ会社の協力を強く求めるとともに、そのような場所で受動喫煙が生じないように、設置に係る指針を定め、周知すべき。

平成30年2月14日

自由民主党受動喫煙防止議員連盟

考え方では、新規開設は原則屋内禁煙だが既存施設のうち小規模店舗は一定期間「喫煙」「分煙」の標識掲示で喫煙を可能とするとしている。決議では「バー、スナック以外の飲食店」は店舗面積に関わらず原則屋内禁煙が必要となる。小規模店舗の面積基準が報道されているが、山東会長は「厚労省は面積を明らかにしておらず数字だけが一人歩きしている。面積の定義が示されていないので私たちは議論していない」と述べ、厚労省が具体的な案を提示した段階で議論していく考え方を示した。

加熱式たばこを問題視し、基本的考え方で当面設置を認めるとする「加熱式たばこ専用の喫煙室」については、「客席面積に占める割合の抑制的上限を明定すべき」と拡大につながらないよう求めた。

議連では加藤厚労相や党三役、安倍首相にも決議を提出するとしている。

は、生活習慣病などの予防と回復で「がんについても取り扱うものとする」と明示する。がんの1次予防に加え、2次、3次予防の内容を取り扱う方針である。

がん教育については、33年度全面実施の中学校学習指導要領でも「がんについて取り扱うものとする」と定めている。32年度全面実施の小学校学習指導要領ではがんの記載はないものの、体育編の解説で「喫煙を長い間続けるとがんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの影響があることについても触れるようになる」としている。

このほか、高等学校の保健指導内容に「自他の健康を保づくりの内容を充実させる。分野では、健康を支える環境持増進するには、ヘルスプロモーションの考え方を生かして健康に関する環境づくりが重要であり、それに積極的に参加していくことが必要である。また、それらを実現することについても触れるよう

するには、適切な健康情報の活用が有効であること」と追記する。また、現代の健康課題として精神疾患の予防と回復に関する内容を追加するとともに、身につけるべき技能に心肺蘇生法などの応急手当を盛り込む。

■家庭科では介護等を理解

高等学校の家庭科は「家庭基礎」「家庭総合」「生活デザイン」の3科目から一つを選択しているが、生活デザインを履修する生徒数が少数に止まるところから、新たな学習指導要領案では「家庭基礎」と「家庭総合」のどちらかを選択する形に再編する。生活デザインの内容の一部は家庭総合に組み込まれる。家庭基礎と家庭総合の内容は高齢化の進展を踏まえ、高齢者の尊厳や介護について理解を深め、生活支援に関する基礎的な技能を身につけられる内容に充実させる。新たに「認知症などにも触れること」としている。



決議を採択

望まない受動喫煙を防止するため、政府が今国会に健康増進法改正案の提出を目指す中、受動喫煙防止対策の強化を目指す自民党受動喫煙防止議員連盟（山東昭子会長）は2月14日、緊急総会を開き、決議を採択した。受動喫煙による健康被害は科学的に証明済みだとして、法案では飲食

店等の別なく、屋内禁煙が原則であることを明記することを求めている。決議は加藤勝信厚生労働相などに提出する。

厚生労働省は1月30日に「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方を示し、今通常国会に健康増進法改正案の提出を目指している。同議連は政府の法案策定を前に、これまでの議論を踏まえ決議をまとめた。

決議では、厚労省の「基本的考え方」が国民の健康被害を徹底的に回避する観点から極めて不十分と指摘。患者・妊婦等はもとよりすべての国民の健康を徹底的に守るとの考え方方に立つべきとし、飲食店などの別なく、法案では原則屋内禁煙である旨の明記を求めた。

飲食店等の扱いで、基本的

「法案で屋内禁煙明記を」 自民党受動喫煙防止議連が決議